

平成12年第3回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成12年6月5日（月曜日）

議事日程 第1号

平成12年6月5日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 陳情第 2号 家畜ふん尿処理施設建設に関する陳情
- 第 7 陳情第14号 産業廃棄物中間処理施設の建設に対する反対陳情
陳情第19号 産業廃棄物処理施設の建設に対する反対陳情
- 第 8 報告第10号 平成11年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第11号 平成11年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について
- 第10 議案第43号 収入役の選任について
- 第11 議案第44号 藤岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第12 議案第45号 退隠料改訂に関する特別措置条例等の廃止について
- 第13 議案第46号 藤岡市農業災害対策特別措置条例の全部改正について
- 第14 議案第47号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について
- 第15 陳情について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 陳情第 2号 家畜ふん尿処理施設建設に関する陳情
- 第 7 陳情第14号 産業廃棄物中間処理施設の建設に対する反対陳情
陳情第19号 産業廃棄物処理施設の建設に対する反対陳情
- 第 8 報告第10号 平成11年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第11号 平成11年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について

第 1 0 議案第 4 3 号 収入役の選任について

第 1 1 議案第 4 4 号 藤岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

第 1 2 議案第 4 5 号 退職料改訂に関する特別措置条例等の廃止について

第 1 3 議案第 4 6 号 藤岡市農業災害対策特別措置条例の全部改正について

第 1 4 議案第 4 7 号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について

藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会を設置することの動議

第 1 5 陳情について

出席議員（24名）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民生活部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
水道部長	中島征一郎君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
議事調査係長	宮澤正浩		

開 会 の あ い さ つ

議 長（川野盛幸君） おはようございます。議会開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

6月に入りまして、日増しに暑さも増してまいりました。本日、平成12年第3回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私ともに極めてご多忙の折、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。今期議会に提案されますものは、報告2件、議案5件、陳情2件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

なお、ここで暑中の間、軽装で議会に臨みたいと思いますので、ご了承願います。

開 会 及 び 開 議

午前10時3分開議

議 長（川野盛幸君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成12年第3回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（川野盛幸君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの10日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（川野盛幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において19番塩原・三君、20番中村菊雄君、22番大戸敏子君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（川野盛幸君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 平成12年第3回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして心より御礼を申し上げる次第でございます。また、議員各位におかれましては日ごろより藤岡市の行政運営にご協力いただいておりますことを改めて感謝申し上げます次第でございます。

現在の経済情勢は、経済企画庁の報告では緩やかながら改善の方向にあると言われておりますが、完全失業率が高水準を維持しているなど依然低迷状態にあると感じるところでございます。藤岡市の財政状況も税収の停滞から厳しい状況が続いておりますが、ここ数年、行財政改革に取り組み経費の削減・節減に努力をまいりました。厳しい中においても福祉医療の充実や介護保険制度の実施、少子・高齢化対策や環境問題など、また基幹道路の整備や下水道施設、インフラ整備などを休むことなく続けていかなければならないと考えておるところでございます。そうした中で藤岡市においては行財政改革の懸命な努力により健全財政を堅持してまいりました。混沌とした社会情勢の中に希望に満ちた明るい21世紀を期待して未来を考え、積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。やはり、今やるべきことは今やる、進むべきことは進むという、しっかりとした姿勢で21世紀に向けて明るく元気のある藤岡市の建設に向けていくことが最も重要ではないかと考えているところでございます。

本年4月から施行された地方分権一括法により2000年は地方分権元年と位置づける年であるというふうに考えております。地方自治体においても自主性や自立性を高め、自己責任の増大に留意しながらも地域に合った創意工夫と個性豊かで活気に満ちたまちづくりを進めていきたいと考えております。そうした意味でも藤岡市は「生活感動のあるまち・文化交流都市ふじおか」の創造に向けて努力をしていく所存であります。

内陸高速交通網の結節点であるという立地条件と地域特性を生かした群馬県の玄関口であるハイウェイオアシスらん藤岡が多野藤岡の新しい顔として4月28日関係各位の絶大なご支援によりオープンいたしました。また、市制施行45周年の記念として4月29日には花火大会も実施し、成功のうちに終わったと感じているところでございます。連休中15万人、オープンして1ヵ月で22万人という膨大な数の方々に来場いただきました。特に農産物直売所の盛況は、藤岡市の農業経営に新たな一歩を確立したものと考えておるところであります。これから、人・物・情報・文化の交流の拠点として市内外の皆さんから愛される施設としてさらに充実をさせていく所存でありますので、議員各位の一層のご協力をお願いする次第であります。

本年はインター周辺の整備も完了し、21世紀を目前に控え新たなステップに向けた準

備の年と位置づけておりますが、私たちは常に市民の声に耳を傾けて市民とともに藤岡市を考えていかなければならないと考えているところでございます。そうした意味で空洞化が指摘されている中心市街地の問題、膨大な自然を抱えながらも過疎化が進んでいる日野高山地域の活性化に向けた問題、市民参加の検討委員会を発足させ基本構想計画について検討してまいり所存でございます。

また、長年の懸案でございました高崎線北藤岡駅新駅の設置の実現に向けてさらに努力し、八高線の活性化と合わせた地域振興策について基本調査を実施してまいりたいと思っております。郷土博物館を含む毛野国白石丘陵公園の基本設計、市民プールの基本設計に着手するなど全体の活力に向けた大きな事業も第一歩として進めてまいります。

また、少子・高齢化と介護保険の問題や昨今世間で騒がれている多くの青少年の凶悪な犯罪等についても、社会情勢の変化から社会不安に対処していくため手をこまねてはいけません。21世紀に向けて子供たちが安全で安心して暮らせるようなまちづくり、相互扶助の精神や生命の尊さ、思いやりの心を育てる教育改革にも力を注いでいかなければいけないと考えているところでございます。

このように藤岡市は2000年を大きな転換期として、私たちのまちがより一層すばらしいまちとなるよう市民と行政と議会の議員皆さんとともに考えて地域をまちをつくり上げていきたいと考えております。そのために議員の皆さんにおかれましては行政と市民のパイプ役、市民の声の代弁者として私たちにいろいろな形でご指示をいただきながら、藤岡市に大きな飛躍が持てるよう行政運営に積極的に参加していただき、市民のニーズをしっかりと市政に反映できるよう望む次第でございます。行政として地方自治の原点に立ち返って市民サービスに努め、事業の取捨選択をしっかりと見きわめながら、さらに行財政改革を推し進め実情に合った行財政の効率的な運用を図っていかなければいけないと考えております。こうした中で定例会におきます議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げます議案は報告2件、議案5件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（川野盛幸君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原・三君の登壇を願います。

（議会運営委員長 塩原・三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原・三君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過についてご

報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により6月2日委員会を開催し、本日招集となりました平成12年第3回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

今回提案されますものは、報告2件、議案5件、陳情2件であります。まず、6月5日、議事日程(第1号)についてです。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、陳情第2号は経済常任委員会、日程第7、陳情第14号及び第19号は教務厚生常任委員会にそれぞれ付託され継続審査となっておりますので、各委員長報告を願います。日程第8、報告第10号と日程第9、報告第11号は単独上程、報告のみとし、日程第10、議案第43号は単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第11、議案第44号、日程第13、議案第46号及び日程第14、議案第47号は単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第12、議案第45号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。次に、6月9日、議事日程(第2号)、一般質問ですが、7人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から14日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に、議事日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、陳情の委員会付託まで行い、6月6日から6月8日まで休会とし、この間において総務常任委員会、経済常任委員会を開催し、議案の審議及び陳情の審査を願います。6月9日、12日に本会議を開き一般質問を行い、6月10日、11日は休会、6月14日に本会議を開いて、議案、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決をし、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。6月6日午前10時から総務常任委員会、午後1時30分から経済常任委員会を開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長(川野盛幸君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長(川野盛幸君) 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) 報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成11年度2月、3月、4月分及び平成12年度4月分の例月出納検査報告書が議長あてに提出されました。また、藤岡土地開発公社及び財団法人藤岡市開発協会より平成11年度の決算書が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されるものは報告2件、議案5件、陳情2件でございます。

次に、任期満了に伴い議長宛に推薦依頼のありました藤岡市文化振興事業団評議員に松本啓太郎議員、金子勝治議員、坂本忠幸議員、木村喜徳議員、青柳正敏議員、新井雅博議員、針谷賢一議員、山田一友議員を、藤岡市奨学資金運営委員会委員に三好徹明議員、金井壽議員、茂木光雄議員、笠原史嗣議員、木村喜徳議員、青柳正敏議員、針谷賢一議員、山田一友議員、塩原・三議員を、藤岡市廃棄物減量等推進審議会委員に金子勝治議員、佐藤淳議員を、また藤岡市環境審議会委員に三好徹明議員、松本啓太郎議員を、藤岡市学校給食センター運営委員会委員に冬木一俊議員、大戸敏子議員を、主要地方道高崎万場秩父線整備促進期成同盟会委員に冬木一俊議員、佐藤淳議員、斉藤千枝子議員、木村喜徳議員、青木寛議員、新井雅博議員、中村菊雄議員、川野盛幸議員を、また藤岡市土地開発公社理事に冬木一俊議員、針谷賢一議員、山田一友議員、塩原・三議員、川野盛幸議員を、監事に・田達哉議員を、財団法人藤岡市開発協会評議員に青木寛議員、川野盛幸議員をそれぞれ報告いたしましたので、ご了承ください。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

第6 陳情第2号 家畜ふん尿処理施設建設に関する陳情

議長（川野盛幸君） 日程第6、陳情第2号家畜ふん尿処理施設建設に関する陳情を議題といたします。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。委員長山田一友君の登壇を願います。

（経済常任委員会委員長 山田一友君登壇）

経済常任委員会委員長（山田一友君） ご指名を受けましたので、経済常任委員会に付託され、継続となっております陳情1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、5月26日、市長、助役、関係部課長並びに参考人として畜産農家6名に出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

初めに畜産農家の方々より、ふん尿処理の現状等につきまして次のような意見がありました。ここ数年にわたり畜産価格が下落しており、生産を上げなければ経営が成り立たない。そういう中で時間がとれず、つついふん尿処理は二の次となり、ほとんどが野積み

状態である。自然物のため年数が経つと大分量が減るため、なるべく手をかけず作業的に緩慢になっているのが現状である。また、ふんについてはその一部を堆肥化し、商品として処理も可能であるが野積みの解消にはつながらず、またさらに尿処理の環境整備に力を入れる経済的な余裕もないとの意見がありました。

参考人に対する質疑の主なものを申し上げます。尿処理施設について、国・県・市の補助という中で、例えば協同組合というような形で畜産農家の皆さんがある程度の負担を考えているのか、伺いたい。現在、個人的な尿処理の施設をつくると補助率は国から50%、県から10%であり、本市ではまだわからないが富岡市では市から2%、合計で62%であり、総工費が1,400万円で個人負担が五百数十万円かかる。このほかランニングコスト等、経費がかかる。そういう中で、畜産農家においては、それ相当の応分の負担は当然あるべきと考え、全員に行き届いてはいないが応分の負担を確保しているとのことでした。1戸当たりに対し1,400万円ということだと思うが、数十戸の農家があると聞いており総合的に取り組むことができるのか、伺いたい。畜産生産者農家全員で陳情もしており、その意志を持っているとのことでした。次に、執行部から3月定例会後の動きについては何も変化はないという説明がありました。

執行部に対する質疑の主なものを申し上げます。尿処理については、今までに決まっている堆肥センターと同一の施設をつくったらいいのではという地元の意見も出ているようであるが、行政側はどういった考えを持っているのか、伺いたい。堆肥センターの設置に際して、ふんのみを収集して処理するという理論づけは非常に難しく、市とすれば両方の処理を考えていかななくてはならないのではないかと現在は考えているとのことでした。

委員から次のような意見がありました。ふんと尿ということで全然処理方法も違い、難しい問題が絡んでいるわけだが、5年という期限がある中で、尿処理施設については組合立で各農家が応分の受益者負担をするというような形で立ち上げるのがいいのかなど、さまざまな角度から方向づけを検討しなければならない。先ほどの話では、畜産農家はすべて行政に頼るということではなく、受益者負担を考えているということであり、これから畜産農家と議論をした中で立ち上げの方向を探っていけばいいのではないかとこの意見がありました。また、次のような意見がありました。尿処理について、畜産農家の方々が応分の負担をするということだが、この辺はまだまだ煮詰めていかなければならないところがある。我々も組合立のセンター等も含めて十分勉強しなければならないし、またさらに畜産農家の方々とともに掘り下げた中で意見をちょうだいし、委員会で協議していきたいと考え、継続審査としていただきたいとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成全員をもって継続審査すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、経済常任委員会に付託を受けました陳情1件に対する審査の概要と

結果について、ご報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第2号家畜ふん尿処理施設建設に関する陳情について、経済常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、経済常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第7 陳情第14号 産業廃棄物中間処理施設の建設に対する反対陳情

陳情第19号 産業廃棄物処理施設の建設に対する反対陳情

議長（川野盛幸君） 日程第7、陳情第14号産業廃棄物中間処理施設の建設に対する反対陳情、陳情第19号産業廃棄物処理施設の建設に対する反対陳情、以上2件を一括議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 針谷賢一君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、教務厚生常任委員会に付託され、継続審査となっております陳情2件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、5月25日、市長及び助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本委員会に付託を受けました2件の陳情につきましては、同一趣旨の陳情でありますので、一括議題として審査いたしました。

陳情第14号産業廃棄物中間処理施設の建設に対する反対陳情、陳情第19号産業廃棄物処理施設の建設に対する反対陳情について、ご報告申し上げます。執行部から3月定例会後の経過について、次のような説明がありました。市に対して、保健所・地元住民から

の連絡、情報等は一切入ってきていないとのことでした。

質疑の主なものについて申し上げます。進出を計画している企業のその後の動きについて伺いたい。環境課に対して一切連絡がないとのことでした。

委員から次のような意見がありました。進出企業を産廃問題の関係企業と一方的に取り上げるのではなく、あくまでも地区住民の不安と心配の中で起きた陳情であるから、この陳情の趣旨を尊重したい旨の意見がありました。

また、継続審査の中で今回の反対陳情に対し、地域の事情等を調べ、委員会として時間をかけ把握できたと考え、鮎川水系等の汚染やダイオキシン問題等心配する点が多々ある中で、進出企業に対し視察を申し入れたが受け入れていただけないという信頼性に欠ける結果を生み、住民に一層の不安感を抱かせることになりました。よって、地域住民からの陳情の趣旨に沿った意思決定が図られるようにとの意見がありました。

慎重審査の結果、陳情第14号について、賛成全員をもって採択すべきものと決定いたしました。したがって、陳情第19号についても同一趣旨の陳情のため、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました陳情2件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し一括して質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第14号産業廃棄物中間処理施設の建設に対する反対陳情について、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、陳情第19号産業廃棄物処理施設の建設に対する反対陳情について、教務厚生常

任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第8 報告第10号 平成11年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長(川野盛幸君) 日程第8、報告第10号平成11年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 田中信一君登壇)

企画部長(田中信一君) 報告第10号平成11年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

これは、平成11年度藤岡市一般会計補正予算第4号及び第5号で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

最初に、第6款農林水産業費、第1項農業費の土地改良事業につきましては、森地内の水路整備工事が5月末に完了いたしましたので、6月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は258万円であります。

次に、農業費の上落合土地改良総合整備事業につきましては、農道整備工事等が9月末に完了予定でありますので、10月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は2,948万8,000円であります。

次に、農業費の美土里堰水環境整備事業につきましては、水路整備工事が6月末に完了予定でありますので、7月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は1,218万円あります。

次に、第2項林業費の林道整備事業につきましては、東御荷鉾線及び名無村線の林道改良工事が6月末に完了予定でありますので、7月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は1,020万2,000円あります。

次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費の道路新設改良事業につきましては、市道8177号線道路改良工事及び市道4099号線側・新設工事が7月末に完了予定でありますので、8月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は487万2,000円あります。

次に、道路橋梁費の市道202号道路改良事業につきましては、道路改良付帯工事が4月中旬に完了いたしましたので、5月中旬に支払いが済んでおります。なお、翌年度繰越

額は105万円であります。

次に、第4項都市計画費の都市計画総務経費につきましては、田園居住区整備事業の業務委託が平成13年3月末までに完了予定でありますので、同年4月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は660万円であります。

次に、都市計画費の街路総務経費につきましては、市道117号道路改良工事が6月末に完了予定でありますので、7月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は756万円であります。

次に、第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、市道8296号災害復旧工事が5月末に完了いたしましたので、6月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は144万円であります。

最後に、第2項農林施設災害復旧費の農林施設災害復旧事業につきましては、名無村線林道復旧工事が6月末に完了予定でありますので、7月末までに支払いをする予定であります。なお、翌年度繰越額は994万1,000円であります。

以上、簡単であります。ご報告といたします。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） この報告第10号の件について、何点か質問をさせていただきます。

今、企画部長の方から、支払う義務がないという原因については説明をいただいたのですが、美土里堰の件について何点か質問をさせていただきます。美土里堰の件につきましては、3月の予算委員会のときにも担当の方にお聞きしたのですが、総事業費が5億3,000万円ということで当初計画をされて事業認可を受けて、私の計算では今までの支払い済み額が7,187万6,660円。平成11年度につきましては決算書がありませんので11年度の予算から繰越明許費を引いた分を足して計算をしてみたのですが、若干数字が違うかもしれませんが、執行率で13.6%なのですから、当初この計画が9年から13年度で完成ということでこの事業を進めていると思います。このペースでいくと、かなり時間がかかるのではないかとこのように思うのですが、その辺のところをどの程度で完成するのか、その見込みについていま一度伺います。

それと、水環境整備事業の補助金の制度そのものが13年度に廃止されるのではないかとこのことも伺っておりますので、その点についてもあわせてお聞かせください。

議長（川野盛幸君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 佐藤議員の美土里堰整備事業につきましてのご質問にお答え申し上げます。

まず、今までの進捗率につきましては、平成10年度から実質的に予算を執行してきたわけですが、平成10年度につきましては工事費が2,100万円、水路の延長につきましては148メートル、延長に対する施工率につきましては12.3%であります。11年度につきましては、用地費等を除きまして工事費で1,764万円で174メートル、延長に対する施工率につきましては26.8%ということになっております。

それで、ただいま議員が申されましたとおり、当初計画におきましては平成9年度から13年度という予定でございましたが、私ども事務段階での国の動きというのは詳しいことはつかんでおりませんが、議員の方には国の先生方の方から種々数字等が上がってきておるとい話でございますので、もし本年度の予算よりもこれが増額になりますれば私どもといたしましても9月補正予算等で対処して事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、最終年次はいつだということですが、平成12年度・13年度にある程度のもが進みますれば、そう遠くかからずに終わるのではないかというふうに考えております。12年度今後追加で内示が出るかわかりませんが、今の倍くらいの予算がついたとしますれば51.8%の施工率というふうになります。

それから、第2点目の水環境整備事業の制度の有無ということですが、私どもはそういうことについては正確には把握しておりませんので、恐れ入りますがこれで答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） ただいまの部長の答弁で、事業の完成予定の年度をはっきりしていただけないのがちょっと残念なのですが、部長の答弁にあったとおりに平成12年度予算、藤岡市ということで国会議員の先生の事務所から各議員の所へも予算の内訳がいつていると思うのですが、事業費で美土里堰については4,000万円ということについておると思うのです。9月議会でその補助金の関係がということで、補正をしていただけるという答弁をいただきましたので、ぜひともこの事業が一日も早く完成するように、そして、その補助金の制度が廃止になるのではないかという話もちょうと伺っているのですが、この補助金の制度が廃止になっても何らかの形でこの事業を継続していただいて、途中でやめるようなことがないように要望して質問を終わります。

議長（川野盛幸君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第10号について報告を終わります。

第9 報告第11号 平成11年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について

議長（川野盛幸君） 日程第9、報告第11号平成11年度藤岡市水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。水道部長の登壇を願います。

（水道部長 中島征一郎君登壇）

水道部長（中島征一郎君） 最初に、字句の訂正がございますので、二、三申し上げたいと思います。

3ページですけれども、藤岡市水道事業会計予算繰越計算書の表の中の右の端に説明欄がございます。この中に「県土木事務所発注の交差点改良工事が工事延長となったため」とありますが、「工期延長」と訂正していただきたいと思います。その次のK工区の方につきましても同じく「工事延長」となっておりますが、「工期延長」に訂正をお願いしたいと思います。最後に、3点目ですけれども、これも同じく「工事延長」となっておりますが、「工期延長」ということでございます。

以上、3点訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

それでは、報告第11号平成11年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成11年度藤岡市水道事業会計支出予算のうち事業年度内に支払義務を生じなかったものについて、翌年度へ繰り越しして使用することになりましたので報告するものでございます。

繰り越しとなります事業は、本郷地内配水管布設（H工区）工事、神田地内配水管布設（K工区）工事及び白石地内交差点改良に伴う配水管布設替え工事であります。いずれの事業も県土木事務所による交差点改良工事の工期延長により、平成11年度において支払義務が生じませんでしたので、翌年度へ繰り越しするものです。なお、工事の完了は3事業とも7月28日を予定しております。

ここに、同法第26条第3項の規定より報告するものでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第11号について報告を終わります。

第10 議案第43号 収入役の選任について

議長(川野盛幸君) 日程第10、議案第43号収入役の選任についてを議題といたします。

収入役の退席を願います。

(収入役 星野知平君退場)

議長(川野盛幸君) 提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 議案第43号収入役の選任についてご説明申し上げます。

現収入役の任期が6月18日をもって任期満了になります。星野収入役には出納の責任者として会計事務の適正かつ効率的な執行、管理にご尽力をいただき、また、県とのパイプ役としても活躍されており、引き続き星野知平氏を選任したく議会の同意をお願いするものであります。

収入役は、地方自治法第168条第7項において準用する第162条の規定により、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとされています。収入役の主な職務は、会計及び財産の管理であります。

星野知平氏は、藤岡市藤岡48番地に居住し、昭和15年5月30日生まれの60歳であります。昭和40年早稲田大学を卒業後、県庁職員となり、昭和56年企画部統計課学事労働係長、62年に林務部林業経営課長補佐、平成2年に県民生活部国際交流課総括課長補佐、6年に伊勢崎商工労働事務所長等を歴任され、平成8年県民生活部社会福祉課監査室長として社会福祉法人の監査、監督をされて、現在ご承知のとおり収入役をされており、行政経験豊かで勤勉実直な人であります。収入役として、その役割を十分期待できる人でありますので、慎重審議をいただき、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(川野盛幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則

第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第43号収入役の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第43号収入役の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

収入役の入場を願います。

(収入役 星野知平君入場)

議長(川野盛幸君) 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

議長(川野盛幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11 議案第44号 藤岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議長(川野盛幸君) 日程第11、議案第44号藤岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第44号藤岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、条例準則に基づくものであります。改正の内容は、委員会で口頭審理を実施する場合、関係者は口頭による証言にかえて口述書を提出できるようになっていますが、審査申出人及び市長はこの関係者から除く扱いとするのが今回の改正であります。申出人及び市長が口頭審理を欠席することは想定されないため、このような改正になったも

のであります。その他の改正は字句等の改正でございます。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第44号藤岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第45号 退職料改訂に関する特別措置条例等の廃止について

議長（川野盛幸君） 日程第12、議案第45号退職料改訂に関する特別措置条例等の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第45号退職料改訂に関する特別措置条例等の廃止について、ご説明申し上げます。

退職料は昭和37年12月1日、地方公務員共済組合法成立以前の旧恩給法の規定によ

る年金制度でございます。退隠料の受給者でございました元神流村役場職員が昨年死亡し、受給者が皆無となりました。このため条例の廃止を行うものであります。廃止する条例は、退隠料改訂に関する特別措置条例（昭和30年条例第64号）、吏員の退隠料等の改訂に関する特別措置条例（昭和35年条例第13号）、吏員の退隠料等の改訂に関する特別措置条例（昭和41年条例第5号）、吏員の退隠料等の改訂に関する特別措置条例（昭和42年条例第5号）であります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

第13 議案第46号 藤岡市農業災害対策特別措置条例の全部改正について

議長（川野盛幸君） 日程第13、議案第46号藤岡市農業災害対策特別措置条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 議案第46号藤岡市農業災害対策特別措置条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、群馬県農漁業災害対策特別措置条例の改正に伴うところによる市条例の改正であります。

改正内容につきましては、まず第1に、近年の多様な農業災害を踏まえて、現行災害対策制度の再検討結果を反映し改めています。第2に、地方分権推進一括法への対応として、今までは県の関係機関が主体で被害状況の把握をしておりましたが、これを市主体に改めています。第3に、農業形態の変化への対応として、今までは米麦等の土地利用型農業が中心で、災害の指定につきましても被災面積10ヘクタール以上の災害を対象としておりましたが、改正条例では施設園芸等の集約型農業へも対応し、被災面積のほか被災戸数要

件の緩和を図っています。例えば、農業用施設に被害を受けた農家戸数が30戸以上から10戸以上に、また畜舎等に浸水を受けた農家戸数が30戸以上から10戸以上に被災対象の拡大を図っております。第4に、助成措置等の指定項目の増加について今までの11項目から13項目へ増加をし、より農業者に対し適用可能に改めています。第5に、融資機関では群馬県農業信用基金協会の債務の保証を受けられるように改めています。

以上、簡単ではございますが、議案第46号の提案理由の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

松本啓太郎君。

4番（松本啓太郎君） 参考のためにお聞かせいただきたいと思うのですが、この制度は昭和61年からのものを全部改正するということであるようですが、61年から今日までこの条例を受けたことがありますか。ありましたら、何例くらいありますか。

それから、対象農家、あるいは団体等がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（川野盛幸君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 過去の災害等につきまして、平成10年度において金額にいたしまして280万円程度の災害の補助を行っております。それ以前につきましては、今、調査してございませんので、後ほどお知らせいたしたいと思います。

議長（川野盛幸君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第46号藤岡市農業災害対策特別措置条例の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第47号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について

議長（川野盛幸君） 日程第14、議案第47号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 議案第47号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について、ご説明申し上げます。

本事業の変更につきましては、土地改良法第95条の2及び第96条の3の規定に基づいて議決をお願いするものでございます。

変更の内容でございますが、農道の幅員を当初6メートルで計画いたしましたが、拡幅することにより地区内への大型車両の進入増加が見込まれ、児童・生徒の通学時の安全面等を考慮して幅員を5メートルにしてもらいたいという地元の要望があり、地区の営農実態並びに農業機械の状況等を踏まえ再検討し、幅員の変更を行うものでございます。また、事業費の増加につきましては、文化財の調査及び水道の石綿管の布設替え等によるものでございます。工期につきましても、文化財調査及び区画整理事業の調整関係に時間を要するため2年間の延長をするものでございます。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 議案第47号について、何点か質問させていただきます。

この土地改良事業は、平成9年3月議会において議会の議決を得て今日まで事業が進んできていると思いますが、当初の事業目的は予算書に書いてあるとおり、生産性の向上を図るとか農村集落の生活環境を改善し、農業・農村の活性化を図ろうとするものであるというふうにうたわれております。私もまことにそのとおりで、この事業が一日も早く完成

することを願っている一人であります。

先ほどの提案理由の説明の中で幾つかの理由で平成12年度完成予定が14年度と、工期が2年間ここで延びてしまうということは極めて残念なことなのですが、この変更計画の内容を見ますと農道の主要工事総事業費及び工期ということではありますが、総事業費につきましても農道整備部分で1,424万1,000円、ほとんど農道整備のところでは予算が増えておるわけでありまして、議案集19ページ、農道整備事業費の細目の部分なのですけれども、測量試験費の部分で1,165万円のもの、3,300万円ほど、約383%ほどの増ですか、それと用地・補償費がマイナス680万円、この細目の部分について、詳しく具体的に説明をお願いいたします。それが1点目です。

2点目につきましては、土地改良法第95条の2及び第96条の3についての解釈ですが、第96条の3がわかりやすいと思いますけれども、「土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、」今回この議案はこの部分に該当すると思いますけれども、「又は、当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、省令の定めるところにより、当該市町村の議会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。」というふうなうたわれております。この条文には手続のことが明記されておるので、この条文のとおりには私は解釈をしております。ですから、今議会でこの変更を議決し、議決書を添えて群馬県の方に同意を求めるということになろうかと思っております。その辺の私の解釈がいいのかどうか、執行部側の見解をお聞きいたします。

それから、3点目ではありますが、本事業は平成9年から11年度までの支出済み額が6,670万円ほど、率にして約26%ほどとなっておりますけれども、概要の部分で見ますと用排水路が3,170万円、それと区画整理が4,600万円ほどということなので、ほとんど農道整備の部分が金額をしょっているわけです。既に6,670万円ほど支出しておりますので、この農道整備関係で工事契約はなされているのか、仮になされているとすれば、その契約の内容について伺います。

それと4点目ですが、これは市長に伺いますが、議案第47号は土地改良法の規定により提出されたわけでありまして、今議会も地方自治法第102条の2の規定により本日招集され開議されました。このように我が国では憲法をはじめとして地方自治法・公職選挙法等さまざまな法律に基づいて社会が構築され、秩序が維持されていると思いますが、特に市長をはじめとして私ども議員は法律を厳守し、あわせて公正公平という社会正義も大切にしながら公務を遂行していく責任があると思いますが、この点について市長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（川野盛幸君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前 11 時 26 分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（川野盛幸君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、19ページの測量試験費が増えたということですが、これにつきましては事業を執行していく上から県との調整で必要な費用をこのところに計上させていただいたものでございます。

（佐藤議員より「具体的にお願いします。」との発言あり）

具体的には、文化財調査費と水道の石綿管の布設替え分でございます。

次に、法の解釈でございますが、まず国がつくっております土地改良事業計画変更取扱要領というものが農林水産事務次官から各地方農政局長に出されてございます。この中で工事計画の変更であって、次に掲げるものは議会の議決を必要とするということで、現在問題になっておりますのは道路のことでございますが、道路延長の20%、道路のみを施行する事業にあっては10%以上に及び増もしくは減、または幹線道路の配置及び構造の著しい変更という規定がございます。私どもといたしましては、この変更取り扱い要領では道路の幅員を1メートル狭めるということでは議会の議決は必要ないというふうに解釈して、この事業の実施を図ってきたわけですが、その後、県との調整の中でやはり議会の議決が必要ということで本議会に提案をし、お願いをしているところでございます。

それから、農道の契約につきましては幅員5メートル、延長にいたしまして520メートルの契約をして工事の発注をし、工事を施工したいというところでございます。

議長（川野盛幸君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどのご指摘のとおり、行政執行をしていく上には法律を遵守し、公平公正に行うということでございます。当然、行政としてはそうしたものを遵守していかなければいけないというふうに思っております。

議長（川野盛幸君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 1点目の質問であります。細目の部分については文化財の調査、あるいは水道の石綿管の布設替えということですので、平成11年度につきましては5月

末日をもって出納閉鎖をしているわけでありますから、このことにつきましては後ほど担当課の方に行ってお聞かせいただきます。

2点目の土地改良法の第95条の2及び第96条の3の解釈ということで、若干違うわけです。私が知り合いの弁護士さんにお話を聞きましたところ、これは手続のことが明記されてあるのだから全くこのとおりに解釈をしてくれて結構ですよというふうに言われているのです。先ほどの部長の答弁では国の方の関係の法律が云々ということでありますが、最終的には議案集の16ページに幅員を6メートルから5メートル、有効を5メートルから4メートルということで、道路の基本計画の変更だから議決が必要だという答弁だったと思います。県の方もそういうことなのだろうと思います。

そして、契約の部分なのですが、既に契約をし、発注をして工事をしているということについては重大な手続ミスなのではないか、違法行為なのではないかというふうに私は考えております。当然、今議会で議決をして、議決書を添えて、県の方も議会の議決をなさいということなのでしょうから、当然この議決書を添えて県知事の同意を経て、工事を始めるべきだというふうに思っております。本来でありますれば、入札をして、仮契約をして、そして本議会の議決、県知事の同意、その後には工事を始めるべきだというふうに思います。3月議会でも、らん藤岡の件でこれと類似するような問題が発生しまして、調査特別委員会を設置して担当課長が調査特別委員会の中で二度とこういうことはしませんということで、一件落ち着いた経緯があります。わずか数ヶ月の間に、またこのような問題が起こるとということは藤岡市は無法地帯なのではないかという感じも受けるわけでございますけれども、その辺について明確な答弁をお願いいたします。これは納得できませんから、絶対に。

議長（川野盛幸君） 経済部長。

経済部長（中野秀雄君） 2回目でございますので、自席から答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたように、道路幅員の変更につきましては軽微な変更でありまして、市といたしましては議決を要しないものと考え、事業の推進を図ってきたところであります。しかしながら、県の指摘によりまして今議会で議案として提案したものでありますので、今後につきましては細心の注意をして執行してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（川野盛幸君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後4時28分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

議 長（川野盛幸君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
暫時休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後6時34分再開

議 長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（川野盛幸君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） この問題について少し整理をさせていただきます。執行部側は都道府県へ土地改良事業計画変更取扱要領に基づきまして20%以内の変更であるから手続を省略して仕事を進めてきたということでありまして、私はこの変更は基本計画の変更であるというふうに考えております。なぜかと申しますと、当初の計画で1,320メートル、変更後も1,320メートルということでありまして、すべてを変更するということがありますので構造の著しい変更という部分に該当するというふうに考えております。これがまず1点目です。

2点目につきましては、高崎市土地改良事務所長より、土地改良法第95条の2及び第96条の3による法手続の実施に当たり適切な執行をお願いいたしますという通達を平成11年12月22日に藤岡市は受け付けておりますけれども、この6日後に本事業の入札をし、前渡し金を支払って仕事を進めてきたということでありまして、これが2点目です。

3点目につきましては、12月定例会における病院議会の問題、それから3月定例議会におけるらん藤岡の照明器具の追加の問題、このときも調査特別委員会を設置し、今後議会とよく相談をしながらこのようなことがないように十分に注意をしてやっていきますということで、一件着落をした経緯があります。今回、また6月定例議会でこのような問題が起きるということは全く過去の教訓が生かされていませんし、これは議会を全く軽視するということだというふうに考えております。

4点目につきましては、藤岡市は今後藤岡市民のためにさまざまな事業を展開していくのだということを市長が今議会の冒頭のあいさつの中でも言うております。今後、県費補助事業に対して悪い影響が出るのではないかとということも懸念されるわけでありまして、以上のような観点からこの問題につきましては調査特別委員会を設置していただいて十分調査をしていただきたいというふうに考えております。

冒頭申し上げましたように、私もこの事業につきましては一日も早い完成を望んでおり

ます。そして、当初の目的が達成されることを希望している一人であります。そのような観点から、藤岡市議会において本当の意味で藤岡市民の声が反映されて、あわせて藤岡市民の利益につながるような結論を一日も早く出していただくよう議員各位にお願いをして質問を終わります。

議長（川野盛幸君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君）お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君）ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

動議の提出

（「議長」の声あり）

議長（川野盛幸君）青木寛君。

15番（青木寛君）この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第47号については、事務執行に関する事務手続に疑義があると思われまますので、そのことを調査するために10人の委員で構成する藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査されんことを望みます。

（「賛成」の声あり）

議長（川野盛幸君）ただいま青木寛君から議案第47号について動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会を設置することの動

議

議長（川野盛幸君）藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会を設置することの動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君）ご異議なしと認めます。

本案については、10人の委員で構成する藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました藤岡市営上落合土地改良事業計画について

の調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番三好徹明君、2番金井壽君、4番松本啓太郎君、7番金子勝治君、8番佐藤淳君、9番茂木光雄君、14番青柳正敏君、18番山田一友君、19番塩原・三君、20番中村菊雄君、以上10人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました10人の方を藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第9条第2項の規定により委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午後6時42分休憩

午後7時13分再開

議長(川野盛幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(川野盛幸君) 藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会委員長及び副委員長互選の結果が議長のもとにまいりましたので、ご報告申し上げます。

藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会委員長に塩原・三君、副委員長に青柳正敏君。

以上であります。

第15 陳情について

議長(川野盛幸君) 日程第15、陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第5号・第6号については文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成12年第3回市議会定例会

陳情文書表

(6月定例会)

陳情番号 受付年月日 陳情者住所・氏名 件 名 付託委員会

5 12.5.22 勢多郡富士見村小沢468-4 群馬県農民運動連合会 代表 長 沢 尚 「激増する農畜産物の緊急輸入制限(セーフガード)の発動を求める」意見書採択を要請する陳情 経 済 常任委員会

6 12.5.26 藤岡市中254 群馬県農民運動連合会 藤岡支部長 小野里 邦 夫 「激増する農畜産物の緊急輸入制限(セーフガード)の発動を求める」意見書採択を要請する陳情 経 済 常任委員会

休 会 の 件

議 長(川野盛幸君) お諮りいたします。議事の都合により6月6日から8日までと、10日、11日、13日の6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、6月6日から8日までと、10日、11日、13日の6日間休会することに決しました。

散 会

議 長(川野盛幸君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後7時14分散会